

特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に
関する明細書

特 定 税 額 控 除 規 定		事業年度		法人番号	
特別試験研究費の額 (14の計)	1	調整前法人税額		円	
控除対象済特別試験研究費の額 (別表六(九)「3」)又は(別表六(十)「3」)	2	当期税額基準額 $((7)+(別表六(十三)「18」)) \times \frac{10}{100}$		8	
差引対象特別試験研究費の額 (1)-(2)	3	当期 $((6)+(8)+(十二)付表二)$			
同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)と(15)のうち少ない金額)	4	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の③」)		10	
(3)のうち税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)-(4)と(16)のうち少ない金額)	5	法人税額の特別控除額 (9)-(10)		11	
特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100} + (5) \times \frac{25}{100} + ((3)-(4)-(5)) \times \frac{20}{100}$	6				
特別試験研究費の額の明細					
措法第42条の4第7項各号の該当号		特別試験研究の内容		特別試験研究費の額	
12				4	
第1号・第2号				円	
第1号・第2号					
第1号・第2号					
第1号・第2号					
第1号・第2号					
計					
(14の計)のうち(12)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額	15				
(14の計)のうち(12)が第2号である試験研究に係る特別試験研究費の額	16				

【No.49】通算グループ内のいずれかの法人が一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除の適用を受ける場合、別表六(十二)付表二を作成・添付していますか(自己において、試験研究費の額、特別試験研究費の額及び調整前法人税額がない場合を除きます。)

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.45】1欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。

(1) 棚卸資産

(2) 固定資産(事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除きます。)

(3) 繰延資産(試験研究のために支出した費用に係るものを除きます。)

また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうちこれらの資産の取得価額となる費用の額等となっていますか。

そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受ける金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。

別表六(十二) 令六・四・一 以後終了事業年度分